

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第25号

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>郡山市消防団員（以下「消防団員」という。）</u>の定員、任免、給与、服務等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(消防団員の種類)</u></p> <p>第1条の2 <u>消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>基本団員 次号の機能別団員以外の消防団員をいう。</u></p> <p>(2) <u>機能別団員 市長が別に定める特定の事務に従事する消防団員をいう。</u></p> <p>。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 消防団員の定員は、<u>2,120人</u>とする。</p> <p><u>2 消防団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>基本団員 1,950人</u></p> <p>(2) <u>機能別団員 170人</u></p> <p><u>3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。</u></p> <p><u>4 政令第4条第3項の条例定員は、第2項第1号の基本団員の定員とする。</u></p> <p>。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、<u>郡山市消防団員の定員、任免、給与、服務等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定員)</p> <p>第2条 <u>郡山市消防団員の定員は、2,500人</u>とする。</p>

## 別表第1（第12条関係）

職名	金額
(略)	
団員	(略)
機能別団員	年額 12,000円

## 別表第3（第12条関係）

区分	金額
(略)	
訓練出動	(略)
検閲式出動	1回につき 1,000円
消防用ポンプ性能検査出動	1回につき 1,000円

## 備考

- 1～6 (略)
- 7 「火災予防指導出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する火災予防の指導及び広報活動を行うための出動をいう。
- 8 (略)
- 9 「検閲式出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する検閲式を行うための出動をいう。
- 10 「消防用ポンプ性能検査出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施するポンプ性能検査を行うための出動をいう。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1（第12条関係）

職名	金額
(略)	
団員	(略)

## 別表第3（第12条関係）

区分	金額
(略)	
訓練出動	(略)

## 備考

- 1～6 (略)
- 7 「火災予防指導出動」とは、消防団本部の事業に基づき実施する火災予防の指導を行うための出動をいう。
- 8 (略)